

神奈川県として想定した主な懸念事項と国通知による対応状況の認識

想定される安全・防犯・衛生面の懸念事項	国通知(平成27年7月31日)で規定された認定事業者が講じるべき措置	懸念事項への対応
<p>○宿泊者名簿の記載やフロント設置の義務付けがなくなり、利用者が施設管理者と面接することがなくなるため、<u>テロリストや犯罪組織の拠点となる恐れ</u>があるほか、施設で殺人事件等が起こった場合等にも利用者の特定ができず、<u>事件捜査上重大な支障</u>をきたす。</p> <p>○宿泊者名簿の記載が不要となることにより、SARS(重症急性呼吸器症候群)、新型インフルエンザ、エボラ出血熱等の<u>感染症発生時に</u>、利用者の行動確認調査が行いにくくなり、<u>2次感染の予防に支障</u>が生じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券の写しを付けた<u>滞在者名簿</u>を作成し、3年以上保存すること。 (旅館業法に基づく旅館等と同等水準の滞在者の身元確認) ・使用開始時・使用終了時に<u>対面(ビデオ等による代替も可)</u>により<u>実際の使用者を確認</u>すること。 ・契約期間中に状況を確認し、法令に違反する行為が疑われる場合は警察署に通報すること。 ・警察等の捜査へ積極的に協力すること。 	○
<p>○施設内に施設管理者が常駐しないため、事故や災害が発生した時等の緊急時に<u>避難誘導等の安全の確保が困難</u>になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の緊急事態発生時の対応方法について必要な措置を講じること 	○
<p>○外国人滞在施設経営事業の認定の要件(政令要件)が非常に大まかなものであり、かつ対象施設への行政の立入権限がないため、<u>衛生の確保に必要な措置が担保</u>できない。</p>	<p>(認定要件では「施設使用開始時に清潔な居室を提供すること」とあるのみで、衛生確保については触れられていない)</p>	×
<p>○施設に外国人を主体とする宿泊者のみが滞在する(施設管理者が不在である)ことから、ごみ出しや騒音等に関する<u>周辺住民(居住者)とのトラブルの発生</u>が懸念される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に事前に事業説明を行い、理解を得るよう努めること。 ・地域住民からの苦情窓口を設置、周知し、苦情に対し適切に対応すること。 ・滞在者に対し施設使用時の注意事項を説明すること。 (設備の使用方法、廃棄物の処理方法、騒音等により周囲に迷惑をかけないこと、火災等の緊急事態発生時の通報・初期対応の方法) ・廃棄物の処理方法について必要な措置を講じること。 	○

【神奈川県としての今後の対応】

認定要件（政令第3条第4項）の「施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること」の具体的事項として、「公衆衛生上の危害防止対策がとられていること」が含まれることを、国通知に追加で盛り込むよう要望する。

< 公衆衛生上の危害防止対策 >

- ・施設の使用開始時には、浴室、便所等施設内を清掃し、清潔な状態で提供すること
- ・食器類を備える場合は、使用開始時に洗浄及び殺菌されたものを提供すること。
- ・敷布等の直接皮膚に触れる布片類は、使用の開始時に洗濯（必要に応じて消毒）を行ってから提供すること。
- ・水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。（認定申請時に水質検査結果の写しを添付すること。）
- ・浴室で使用する湯水が水道水以外の場合は、認定申請前に水質検査（検査項目：色度、濁度、水素イオン濃度、有機物等(過マンガン酸カリウム)、大腸菌群、レジオネラ族菌）を行うこと。
- ・浴槽にろ過器を使用する場合は、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル（厚生労働省）に準じた防止対策を図ること。